		市町村
十　国土強靭化施策債償還費	［一～五　略］	［一～五　略］
日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［略］	［略］
令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)・(2)　略］	［1　略］
	(3)　令和三年度国土強靭化施策債	［略］
	ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分	［略］
	(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）	［削る］
	(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）	
	イ　緊急自然災害防止対策事業分	
	(10)　令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債	
	緊急防災・減災事業債分	

		市町村
十　国土強靭化施策債償還費	［一～五　同上］	［一～五　同上］
日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［同上］	［同上］
令和元年度及び令和二年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)・(2)　同上］	［1　同上］
［新設］	［新設］	［2　平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において発行を許可された平成十三年度市町村七十七・五％分」という。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十三年法律第八十一号）第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十三年度補正予算債
	(1)　平成十三年度補正予算債	
	ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十三年度補正予算債	